

竹島問題に関する1996年の韓国の主張について—平和条約をめぐる—

はじめに

- 1 「平和条約と竹島（再論）」への対応
- 2 断片的資料による印象操作
- 3 「ラスク書簡」への弁解

おわりに



藤井 賢二
(日本安全保障戦略研究所研究員)

はじめに

1996年2月7日に韓国政府が竹島(韓国名「独島」)の「警備艇と漁船のための接岸施設計画を発表」したことに對して、同月9日に池田行彦外相が、竹島は「日本固有の領土」であって韓国の接岸施設建設は「日本の主権を侵害するもの」と強調し、常駐警備隊の即時退去を要求した¹。これを契機として、韓国の竹島問題への関心と日本への非難の声は高まった。この高まりは日本の反発を呼び、2005年の島根県の「竹島の日」条例制定の背景となった。

1996年、韓国の領有の正当性を主張する発信は激増した²。韓国にとっての課題の一つは、サンフランシスコ平和条約(正式名称「日本国との平和条約」)。以下「平和条約」と略記)で竹島が日本領に残された事実はどう対応するかであった。前々年に、この事実を明らかにした、塚本孝「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』518号(国会図書館調査立法考査局1994年3月)、以下「塚本(1994)」と略記)が発表されていた。本論文では、

1 独島事典編纂委員会編『独島事典 改訂増補版』(韓国海洋水産開発院2019年3月ソウル)500頁

2 たとえば、「号」(独島)で刊行年別の図書所蔵数を前年と比較すると、韓国国立中央図書館は1件から36件へ、韓国国会図書館は2件から31件に増加した(2022年1月25日検索実施)。

1996年の韓国の主張のうち平和条約に関する部分を検討する³。この作業は韓国の竹島領有主張の形成過程を解明する作業の一環である。

1 「平和条約と竹島(再論)」への対応

1996年2月27日に独島学会が設立された。「独島に対する客観的な研究を通じて独島が韓国の領土であることを明確にし、独島に対する主権的次元からの政策が施行されることを支援できる学術研究を遂行しようとする」を設立目的とした⁴。同年3月に同学会が刊行した『独島領有権に対する日本の主張はなぜ誤りなのか?』(ソウル以下「独島学会冊子」と略記)で当時の韓国の主張を包括的に捉えることができるが、第9～16項目が平和条約に割かれた。16の項目のうち半分を占めたのは、「塚本(1994)」への対応であろう。

「塚本(1994)」で明らかになった事実を筆者(藤井・以下同じ)なりに要約すると、次の通りである。米国防務省は1947年から平和条約草案を作成していた。1949年12月の草案では、竹島は日本が放棄する朝鮮に付属する島から日本が保持する島に変更された。1950年4月に国務長官顧問になったダレス(John Foster Dulles)のもとで作成された草案は簡潔になり、日本が放棄する朝鮮に付属する島や日本が保持する島を記した規定はなくなった。しかし、1950年10月の「対日講和7原則」に関するオーストラリア(以下「豪州」と略記)の質問に対する米国の回答でわかるように、竹島を日本領に残す方針に変わりはなかった。

1951年4～5月の米英事務レベル協議の結果作成された米英共同草案では、日本が放棄する朝鮮に付属する島を記した規定が復活した。同年6月のロンドン協議を経て確定した改訂米英共同草案第2条a項は「日

3 本稿では、筆者が日本国際問題研究所の出張依頼により海外の公文書館で調査し収集した文書を利用した。海外の公文書館とは、英国国立公文書館(The National Archives United Kingdom 以下「TNA」と略記)、オーストラリア国立公文書館(National Archives of Australia 以下「NAA」と略記)、米国国立公文書記録管理局(National Archives and Records Administration 以下「NARA」と略記)、ニュージーランド国立公文書館(Archives New Zealand 本稿では「ANZ」と略記)である。また、本稿の註で※を付した文書は、内閣官房領土・主権対策企画調整室委託のストリームグラフ社による調査によって画像を取得した資料であり、同社から提供を受けたものである。本稿は筆者の個人的見解に基づくものであり、日本国際問題研究所、内閣官房領土・主権対策企画調整室や同室委託のストリームグラフ社の見解を反映するものではない。

4 <http://www.dokdoinkorea.or.kr/>。2021年11月21日最終アクセス。

本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」であった。韓国は同年7月19日付の書簡で、これらの島々に竹島を加えることを要求した。しかし、米国はラスク(Dean Rusk)極東担当国務次官補から駐米韓国大使宛の同年8月10日付公文(「ラスク書簡」)でその要求を拒否し、竹島は日本領に残されることを伝えた。同条項案は変更されることなく、同年9月8日に調印された平和条約第2条a項となり、翌年4月28日に平和条約は発効した。竹島は日本領に残されたのである。

「独島学会冊子」では「塚本(1994)」で検討された平和条約草案を順に第1～9次と名付けて取り上げており(29頁)、執筆者が「塚本(1994)」を読んでいたことは明らかであった。言うまでもなく、対日平和条約草案はこれら以外に多く作成されており、このような命名は正しくない⁵。なお、「塚本(1994)」は「サンフランシスコ」平和条約時に独島が抜け落ちた過程と顛末」という標題で『韓国軍事』3号(韓国軍事問題研究院1996年8月 城南)に韓国語訳が掲載された。標題は内容と合致せず、註部分は韓国語訳されていないなど、問題がある。

2 断片的資料による印象操作

(1) 「カイロ宣言」(「独島学会冊子」第9項目)

「独島学会冊子」第9項目(20～21頁)には、1947年3月20日付草案第1条に「日本の領土的範囲は1894年1月1日現在のそれとする」とあることを根拠に、「1905年に日本が大韓帝国から略取した独島も当然1894年1月1日以降に略取した領土に該当し、韓国に返還されるものだった」という主張がある。この条項は実際の平和条約にはないので、根拠にはならない。同様の主張は、1950～60年代の竹島問題に関する日韓両国政府間の見解の交換⁶において韓国政府によってすでに行われ

5 塚本孝は「対日平和条約と竹島の法的地位」(『島嶼研究ジャーナル』2巻1号 島嶼資料センター 2012年10月 東京)で、「近年国内外の文献で、筆者の紹介した草案に番号を振り「第一次草案」「第二次草案」等と称する例が見られるが、もとよりそのような呼称の草案は存在しない」と指摘した(46頁)。しかし、その後も金明基『独島総覧』(先人 2015年4月 ソウル)では「塚本(1994)」で検討された草案が第1～9次として取り上げられた(105～133頁)。なお、『独島総覧』では、独島学会冊子の「第7次草案」と「第8次草案」の月日の誤りは訂正されている。

6 日韓両国政府の見解は、外務省情報文化局「記事資料」と韓国政府外務部編『獨島關係資

ていた。その論議を検討する。

韓国政府は1959年1月7日付第3回見解で、1943年の「カイロ宣言」には「(米英華三国の目的は)日本国カ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ 日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ」とある。そして「カイロ宣言」は「ポツダム宣言」第8条の「[「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク]」によって「日本を厳然と拘束する国際文書」になった。よって「連合国の日本領土処理に関する基本方針は日本領土を日清戦争(1894～95年)以前の状態に還元させようとする事なのは明らかである」と述べた。

これに対して、日本政府は1962年7月13日付第4回見解で、「竹島は古来より日本国及び日本国民が平和裡に、かつ公然とこれを領有し有効に経営してきたものであり、いかなる外国からもこれを争われたことのない地域であるから、いかなる意味においてもこれが韓国より日本国が略取したものではないことは明らかである」と反論した。

韓国政府には、朝鮮人が竹島を「平和裡に、かつ公然とこれを領有し有効に経営してきた」ことを示して反論するという課題が与えられた。しかし、第4回見解は日本政府に送付されることはなかった。韓国政府の少なくとも3回にわたる要請と調査費支給にもかかわらず、要請された韓国の研究者が見解を作成しなかったためであった⁷。「独島学会冊子」はこの課題に答えるべきであったが、答えていなかった。

竹島を日本が保持する島とした1949年12月29日付草案についての注釈書には、竹島は「暴力と貪欲によって奪われた」のではなく(略)日本に残すことが条約交渉で疑問とされることはないであろう」とあり、竹島が「カイロ宣言」の言う「暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取」した島にはあたらないとされていた⁸。「独島学会冊子」を見ると、韓国が平和

料集—往復関係文書(1952～76)—(1977年7月)による。塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解」(国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』52巻6号(2002年6月)では日韓両国政府の見解が整理されている。

7 拙稿「竹島漁労と1970年代の竹島問題〔補論 韓国の竹島問題への認識〕」(4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2020年3月)85～89頁。韓国外交史料館所蔵「独島問題,1965-71」(分類番号:743.11JA 登録番号:4569 制作年度:1971 生産課:東北亜課)40～41・65～66・127～128コマ。

8 拙稿「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」(『島嶼研究ジャーナ

条約関連資料を調査したことがわかるが、この注釈書を見ていたならば、「独島学会冊子」第9項目の主張は行われなかったはずである。

(2) SCAPIN-677(「独島学会冊子」第10項目)

「独島学会冊子」第10項目(22～25頁)では、連合軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)の指令(覚書)の一つである、竹島への日本の行政権を停止した1946年1月29日付のSCAPIN-677が竹島領有の根拠として主張された。すでに、日本政府は1953年7月13日付第1回見解で、「同覚書第6項は「この指令中の条項は何れもポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない」とことわり、同覚書は決して竹島を日本の領土から除外するものではないことを明らかにしている」と述べていた。

これを受けて1953年9月9日付第1回見解を作成する際に、韓国政府内にも「日本側主張(最終的な領土の画定を意味しないという主張)は是認できる」と、SCAPIN-677が韓国の竹島領有根拠にならないことを認める意見があった⁹。しかし、韓国政府は3回の見解すべてでSCAPIN-677を根拠として取り上げた。

日本政府は1962年の第4回見解で、SCAPIN-677第3項の「日本の範囲から除かれる地域」として鬱陵島・濟州島とともに竹島が挙げられているが、それとは別個に、第4項で「日本帝国政府の政治上行政上の管轄権から特に除外せられる地域」として「朝鮮」が挙げられていることを指摘した。

SCAPIN-677第3項は、ポツダム宣言第8条「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」にしたがって、日本に残すとされた四主要島と「吾等ノ決定スル諸小島」を分けて記していた。竹島は、伊豆諸島や奄美諸島と同様、日本領土であった日本周辺諸島として後者の「吾等ノ決定スル諸小島」に含まれた。そして、SCAPIN-677第4項では、カイロ宣言で日本から分離するとされた朝鮮や台湾を特記していた。SCAPIN-677で竹島と「朝鮮」は同

一の地位に置かれたわけではない。日本政府の指摘はこのような意味であろう。「独島学会冊子」には、SCAPIN-677第3項で「竹島は日本領土から分離除外されて韓国に返還された」とあるが、これは日本政府第4回見解の指摘に答えていない。

SCAPIN-677が「領土の決定と無関係であることは、(略)外務省の記録「行政の分離に関する指令部側との会談」(A'3.0.0.6, リール番号A'-0121, コマ0154-0161)においてもGHQ当局者の言として確認されています(「…従って本指令ニ依ル日本ノ範囲ノ決定ハ何等領土問題トハ関係ヲ有セス之ハ他日媾和会議ニテ決定サルヘキ問題ナリ)」という指摘がある¹⁰。「独島学会冊子」の主張は誤りである。

なお、「独島学会冊子」では1946年6月22日付けSCAPIN-1033を次のように説明した。SCAPIN-1033第3条で「日本人の漁業および捕鯨の許可区域」(通称マッカーサーライン)を設定し、そのb項で「日本人の船舶および乗務員は今後(略)リアンクル岩(独島 - 引用者-)の12海里以内に接近できず、またこの島にいかなる接近もできない」と規定し、日本人の独島接近を厳格に禁止した。これは連合軍最高司令部が「独島」とその領海、近接水域を韓国の領土と領海と(略)再確認したものだ。

SCAPIN-1033による日本の船舶と船員の竹島への接近と接触の禁止を、韓国領である竹島の領海・接続水域の規定とみなす、このような主張は1965年に韓国政府内で行われたことがある¹¹が、根拠のないものである。1949年9月19日付SCAPIN-2046で竹島への接近・接触は3海里以内に変更された。1951年4月25日にマッカーサーラインは撤廃された。この主張とこれらの措置との整合性は説明できない。

(3) 「旧日本領土の処分に関する協定」(「独島学会冊子」第11項目)

「独島学会冊子」第11項目(26～27頁)では、1950年の「連合軍の旧日本領土処理に関する合意書」第3条に「連合軍は大韓民国に韓半島とその周辺の韓国の島々に対する主権を移譲することに合意し、その島々

ル」10巻1号(2020年10月)46～48頁。COMMENTARY ON DRAFT OF PEACE WITH JAPAN(NARA, RG59, Central Decimal File 1950-54 Box3006, 694.001/7-1750)。

9 拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」『島嶼研究ジャーナル』7巻1号(2017年10月)47頁。韓国外交史料館所蔵「独島問題.1952-53」(分類番号:743.11JA 登録番号:4565 制作年度:1953 政務局第一課作成)193コマ。

10 島根県のWeb竹島問題研究所のウェブサイト掲載の「竹島問題への意見」戦後編の質問16への回答(<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima08/iken-C.html>)

11 前掲註(7)「竹島漁業と1970年代の竹島問題〔補論 韓国の竹島問題への認識〕」88頁。前掲註(7)「独島問題.1965-71」29～30コマ。